

平成26年度及び平成27年度に締結した契約における
労働報酬下限額の改定について

足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号）第9条第1項の規定により、平成26年度及び平成27年度に締結した契約における労働報酬下限額を改定したので、同条例第9条第3項の規定により告示する。

平成29年2月14日

足立区長 近藤 弥生



1 労働報酬下限額を定めた契約の種類及び指定管理者との協定

平成26年度及び平成27年度に締結した、足立区公契約条例第6条第2号に規定する工事又は製造の請負以外の請負の契約及び足立区公契約条例第17条の規定により同条例の適用を受ける指定管理者との協定のうち、本公告の施行日において履行中のもののみに対し適用する。

2 足立区公契約条例第9条第1項第2号に規定する契約に係る労働報酬下限額

[単位：円（1時間あたり）]

労働報酬下限額	932
---------	-----

3 足立区公契約条例第17条の規定により同条例の適用を受ける指定管理者との協定に係る労働報酬下限額

[単位：円（1時間あたり）]

労働報酬下限額	932
---------	-----

附 則

この告示は、平成29年2月14日から施行し、平成28年10月1日から適用する。